

令和2年度 家計急変世帯対象 「奨学のための給付金」受給申請のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響等で、令和2年1月以降に、家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした給付金を支給します。（返済不要）

1 誰に給付されますか？

申請日において、次の要件をすべて満たす保護者に給付します。

保護者	<input type="checkbox"/> 令和2年度の保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税ではないが、令和2年1月以降に家計が急変したことにより、所得割が非課税相当となる見込みの世帯（※1）
	<input type="checkbox"/> 広島県内に在住している。
生徒	<input type="checkbox"/> 就学支援金対象校に在学している。



給付方法など

対象者：保護者
申請：7月1日～12月28日
回数：年1回
給付：申請の口座へ振込み

生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯の方及び令和2年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の方は、7月の通常の申請（一般）で申し込んでください。

※1 家計急変の基準

世帯人数	向こう1年間の収入見込
2人世帯	2,044,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満

- ・年収見込には、退職金、失業手当は含めないものとします。
- ・年収見込額は、保護者1人の収入の場合です。
- ・保護者全員の収入状況が非課税相当か個別に確認します。

2 給付額はいくらですか？

	生徒の状況	通信制・専攻科以外	通信制・専攻科
家計急変により所得割非課税世帯に相当すると認められる世帯	下記以外	103,500円	38,100円
	○対象となる生徒以外に扶養している15歳以上23歳未満の兄弟がいる ○対象となる生徒以外に扶養している15歳以上（中学生を除く）23歳未満の、通信制課程に在学中または高校生等以外の弟妹がいる	138,000円	

※令和2年度は、通信費相当額（上限1万円）が加算される場合があります。（次ページ参照）

※家計急変が7月以降に生じた場合の給付額は、申請を受け付けた翌月以降の月数等に応じて算定しますので、上記と異なります。

(計算例) 10月に家計急変事由が発生した全日制第1子の場合
 $103,500円 \times 5月(11 \sim 3月) \div 12 = 43,125円$

3 どんな書類が必要ですか？

書 類	内容・注意点
◎ 高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（私立）	
① 振込先口座の通帳の写し（コピー）	金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義フリガナが確認できるページ
② 家計急変の発生事由を証明する書類	<p>【解雇や離職の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職票 ・ 雇用保険受給資格者証 ・ 解雇通知書 <p>（いずれか1つ）</p> <p>【破産や廃業の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破産宣告通知書 ・ 廃業等届出 <p>（いずれか1つ）</p> <p>【解雇や離職、破産、廃業ではない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計急変による申請理由書〔参考様式1〕
③ 家計急変前の収入を証明する書類	・ 令和2年度課税証明書
④ 家計急変後の収入を証明する書類	<p>○会社員等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近の給与明細書(急変後3ヵ月分以上)及び年収見込〔参考様式2〕 ・ 会社作成の給与見込（急変後12ヵ月間） <p>（いずれか1つ）</p> <p>○自営業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士又は公認会計士が作成した家計急変後の収入を証明する書類
⑤ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養親族全員の健康保険証の写し（コピー） ・ 扶養親族全員の記載が省略されていない課税証明書 <p>（いずれか）</p>
扶養誓約書 〔参考様式3〕	国民健康保険に加入しているため、健康保険証に扶養・被扶養の記載がない場合や、健康保険証を保持していない場合など、扶養の状況を確認できる公的書類がない場合にのみ、必要事項を記載の上、提出してください。
⑥ 在学証明書	生徒の在学期間が発行したもの
⑦ その他の書類	上記のほか委任状やその他必要書類を追加で求める場合があります。

※②及び④の区分に掲げる書類以外に確認ができる書類がある場合は、ご連絡ください。

4 通信費相当額について

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業及び段階的學校再開期における学びの保障のため、令和2年度は、パソコンやタブレット等のICT機器を活用した家庭学習を行う場合に、非課税世帯の保護者が負担する通信費※を支援します。

受給するためには、加算支給分を、オンライン学習等の通信費に充てることを誓約していただく必要があります。(申請書裏面の「通信費に係る誓約」欄にチェックを入れていただきます。)

※家庭のインターネット回線通信費やルーター等のネットワーク機器等に係る経費

5 申請期限

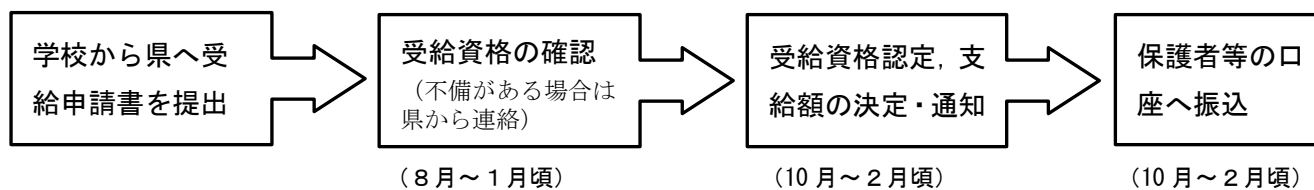
◎ 申請書に①～⑦の書類を添付し、**11月16日(月)までに、学校事務室へ提出してください。**

(なお、家計急変が7月以降に生じた場合等は、12月28日(月)までに県へ申請してください。)

※複数の生徒について申請する場合は、生徒1人につき1枚の申請書を提出してください。

※家計急変後の収入見込みが申請時よりも増加することとなった場合は、県学事課へご連絡ください。

6 給付金の支給の流れ



支給時期：令和2年10月～令和3年2月頃(予定)

※審査、決定通知を終えたものから順に支給します。(支給時期についてはお答えいたしかねます。)

※書類不備等の理由により令和3年3月となることがあります。

お問合せ先

広島県環境県民局学事課 修学支援担当

電話 082-513-2755 受付時間：午前9時から午後5時(土日・祝日を除く)

◆申請書はホームページからダウンロードできます。

「広島県学事課 私立高等学校等奨学のための給付金」で検索してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/syougakunotamenokyuuuhukin.html>